

○総務省令第七十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月二十七日

総務大臣 高市 早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(公示する期間内に申請することを要しない無線局)          第六条の四 法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。          「一〇六 略」          七 コミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）十のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局          「八〇十一 略」          （特定無線局の無線設備の規格）          第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。          「一 略」          二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局          「(1) (14) 略」          「(15) 略」 設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの          「(16) (22) 略」 設備規則第四十九条の二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの          「(23) 略」 設備規則第四十九条の二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの          「三〇七の二 略」          七の三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）          「(1) (2) 略」          「(3) 略」 設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの          「七の四〇九 略」          十 前条第二項第一号に規定する基地局          「(1) (4) 略」          「(5) 略」 設備規則第四十九条の六の十三に規定する技術基準のうち基地局に係るもの          「(6) 略」          「(7) 略」          「(8) 略」 設備規則第四十九条の二十九の二に規定する技術基準のうち基地局に係るもの          「十一・十二 略」</p>	<p>(公示する期間内に申請することを要しない無線局)          第六条の四 「同上」          「一〇六 同上」          七 コミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）九のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局          「八〇十一 同上」          （特定無線局の無線設備の規格）          第十五条の三 「同上」          「一 同上」          二 「同上」          「(1) (14) 同上」          「(15) (21) 同上」 「新設」          「(15) (21) 同上」 「新設」          「三〇七の二 同上」 「新設」          七の三 「同上」          「(1) (2) 同上」 「新設」          「七の四〇九 同上」 「新設」          十 「同上」          「(1) (4) 同上」 「新設」          「(5) 同上」 「新設」          「(6) 同上」 「新設」          「十一・十二 同上」 「新設」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

出 発	出 発
<p>別表第二号第2 地一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>〔注1～20 略〕</p> <p>21 21の欄は次によること。</p> <p>〔(1)～(12) 略〕</p> <p>(13) ローカル5Gの無線局及び設備規則第49条の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、サフライチエーションク対応を含む十分なサイバークエリテイ対策の有無を記載すること。その際、当該無線局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の概要を記した資料を添付すること。</p> <p>〔(14) 略〕</p> <p>〔22～24 略〕</p>	<p>別表第二号第2 〔同左〕</p> <p>〔様式 同左〕</p> <p>〔注1～20 同左〕</p> <p>21 〔同左〕</p> <p>〔(1)～(12) 同左〕</p> <p>(13) ローカル5Gの無線局にあつては、サフライチエーションク対応を含む十分なサイバークエリテイ対策の有無を記載すること。その際、当該無線局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の概要を記した資料を添付すること。</p> <p>〔(14) 同左〕</p> <p>〔22～24 同左〕</p>
<p>備考 第56の〔〕の記載は加記しない。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第三条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

「第一章第三章 略」

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

「第一節第四節の四の六 略」

第四節の四の七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備（第四十九条の六の十二・第四十九条の六の十三）

「第四節の五第四節の二十六 略」

第四節の二十七 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備（第四十九条の二十九）

第四節の二十七の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備（第四十九条の二十九の二）

「第四節の二十八第九節 略」

「第五章 略」

附則

（定義）

第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

「一四の六 略」

四の七 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式又は時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

「五十二 略」

十二の二 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる広帯域移動無線アクセスシステムをいう。

「十三十五 略」

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

目次

「第一章第三章 同上」

第四章 「同上」

「第一節第四節の四の六 同上」

第四節の四の七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備（第四十九条の六の十二）

「第四節の五第四節の二十六 同上」

第四節の二十七 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備（第四十九条の二十九）

「第四節の二十八第九節 同上」

「第五章 同上」

附則

（定義）

第三条 「同上」

「一四の六 同上」

四の七 「シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

「五十二 同上」

「新設」

（空中線電力の許容偏差）

「十三十五 同上」

第十四条 「同上」

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
<p>〔一〕五 略</p> <p>六 次に掲げる送信設備</p> <p>〔一〕(一) 略</p> <p>〔一〕(二) 略</p> <p>(三) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条の七の四まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第四十九条の十六の二(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通路の陸上移動業務の無線局(第四十九条の十六(一)、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第四十九条の十六の二(一)、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))において無線設備の条件が定められているものに限る。))</p>	[略]	[略]
<p>〔七〕十五 略</p> <p>十六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備及びローカルGの無線局の送信設備</p>	<p>第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子がないもの</p> <p>第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p>	<p>一〇〇</p> <p>五〇</p>

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
<p>〔一〕五 同上</p> <p>六 次に掲げる送信設備</p> <p>〔一〕(一) 同上</p> <p>〔一〕(二) 同上</p> <p>(三) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条の七の四まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第四十九条の十六の二(四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通路の陸上移動業務の無線局(第四十九条の十六(一)、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第四十九条の十六の二(一)、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))において無線設備の条件が定められているものに限る。))</p>	[同上]	[同上]
<p>〔七〕十五 同上</p> <p>十六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備及びローカルGの無線局の送信設備</p>	<p>第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子がないもの</p> <p>第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p>	<p>一〇〇</p> <p>五〇</p>

<p>十七 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキヤリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、高度MCA陸上移動通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備</p>	<p>第四十九條の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p>	<p>二二四</p>	<p>七〇</p>
	<p>第四十九條の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p>	<p>八七</p>	<p>七〇</p>
	<p>第四十九條の六の十三において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p>	<p>八七</p>	<p>四七</p>
	<p>第四十九條の六の十三において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p>	<p>一〇〇</p>	<p>七九</p>
<p>次に掲げる送信設備</p>			
<p>(一) 第四十九條の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局（中継を行うものを除く。）であつて占有周波数帯幅の許容値が二・五MHz、五MHz、一〇MHz又は二〇MHzの送信設備</p>			
<p>(二) 第四十九條の七の四において無線設備の条件が定められている陸上移動局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度MCA制御局と送信装置を共有するものを除く。）の送信設備</p>			
<p>(三) 第四十九條の八の二の三において無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（時分割・直交周波数分割多</p>			

<p>十七 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキヤリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、高度MCA陸上移動通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備</p>	<p>第四十九條の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p>	<p>二二四</p>	<p>七〇</p>
	<p>第四十九條の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p>	<p>一三〇</p>	<p>七〇</p>
	<p>次に掲げる送信設備</p>	<p>八七</p>	<p>七九</p>
	<p>(一) 第四十九條の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局（中継を行うものを除く。）であつて占有周波数帯幅の許容値が二・五MHz、五MHz、一〇MHz又は二〇MHzの送信設備</p>	<p>(二) 第四十九條の七の四において無線設備の条件が定められている陸上移動局及び高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度MCA制御局と送信装置を共有するものを除く。）の送信設備</p>	
<p>(三) 第四十九條の八の二の三において無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（時分割・直交周波数分割多</p>			



十八	シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備	元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として同一の構内において固定して使用されるものをいう。以下同じ。の送信設備	八七	四七
十九	同上	同上	同上	同上
二十	同上	同上	同上	同上

(副次的に発する電波等の限度)  
第二十四条 略

〔2・3 略〕

4 七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一〇三 略〕

四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

無線局の種類別

周波数帯

副次的に発する電波の限度

十八	同上	元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として同一の構内において固定して使用されるものをいう。以下同じ。の送信設備	八七	四七
十九	同上	同上	同上	同上

(副次的に発する電波等の限度)  
第二十四条 同上

〔2・3 同上〕

4 七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一〇三 同上〕

〔新設〕

無線局の種類別		周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)五 七デシベル以下の値
	イ	一、〇〇〇MHz以上二、〇一〇MHz未 満	任意の一MHz幅で(一)四七デ シベル以下の値
	ウ	二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以 下	任意の一MHz幅で(一)五二デ シベル以下の値
	エ	二、〇二五MHzを超え二・七五GHz 以下を除く。	任意の一MHz幅で(一)四七デ シベル以下の値
	エ	二、〇二五MHzを超え二・七五GHz	任意の一MHz幅で(一)四七デ シベル以下の値
陸上移動局	ア	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未 満	任意の一〇〇kHz幅で(一)五 七デシベル以下の値
	イ	一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未 満	任意の一MHz幅で(一)四七デ シベル以下の値
	ウ	二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以 下	任意の一MHz幅で(一)五二デ シベル以下の値
	エ	二、〇二五MHzを超え二・七五GHz 未満	任意の一MHz幅で(一)四七デ シベル以下の値
	エ	二、〇二五MHzを超え二・七五GHz	任意の一MHz幅で(一)四七デ シベル以下の値

5

注 基地局においては、七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数を使用する場合は周波数帯から七四八MHz以上八一三MHz以下を除き、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数を使用する場合は周波数帯から八五〇MHz以上九〇四MHz以下を除き、九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用する場合は周波数帯から九一五MHz以上九七〇MHz以下を除く。

一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

【一〇三 略】

四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

無線局の種類別	周波数帯	副次的に発する電波の限度	
基地局	ア	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)五 七デシベル以下の値
	イ	一、〇〇〇MHz以上二、〇一〇MHz未 満(一、四六五MHz以上一、五二八MHz 以下を除く。)	任意の一MHz幅で(一)四七デ シベル以下の値
	ウ	二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以 下	任意の一MHz幅で(一)五二デ シベル以下の値
	エ	二、〇二五MHzを超え二・七五GHz 以下を除く。	任意の一MHz幅で(一)四七デ シベル以下の値
	エ	二、〇二五MHzを超え二・七五GHz	任意の一MHz幅で(一)四七デ シベル以下の値

5

一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

【一〇三 同上】

【新設】

陸上移動局	未満	シベル以下の値
	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)五 七デシベル以下の値
イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値	

6 一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下又は一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

【一〇三 略】  
四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

無線局の種類	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	イ 一、〇〇〇MHz以上二、〇二〇MHz未満(一、七九五MHz以上一、八九〇MHz以下を除く。)	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
	ウ 二、〇二〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で(一)五二デシベル以下の値
	エ 二、〇二五MHzを超え二・七五GHz未満	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)五 七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値

7 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

陸上移動局	未満	シベル以下の値
	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)五 七デシベル以下の値
イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値	

6 一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下又は一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

【一〇三 同上】  
【新設】

7 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

【一〇三 略】

四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

無線局の種類	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五 七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上二、〇二〇MHz未満	任意の一MHz幅で（一）四七デ シベル以下の値
陸上移動局	ウ 二、〇二〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）五二デ シベル以下の値
	エ 二、〇二五MHzを超え二・七五GHz未満（二、一〇〇MHz以上二、一八〇MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デ シベル以下の値
	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五 七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満	任意の一MHz幅で（一）四七デ シベル以下の値

八 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・九GHz以下、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル5Gの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

【一〇八 略】

九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信

線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

【一〇三 同上】

【新設】

八 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、三・六GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・九GHz以下、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル5Gの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

【一〇八 同上】

九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信

を行う無線局のうち、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信装置

無線局の種類別	受信装置の区別	周波数帯		副次的に発する電波の限度
		周波数	副次的に発する電波の限度	
基地局	[略]	[略]	[略]	[略]
空中線端子のない受信装置	[略]	[略]	[略]	[略]
ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)三デシベル以下の値	任意の一〇〇kHz幅で(一)三デシベル以下の値	任意の一〇MHz幅で(一)一五デシベル以下の値
イ 一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満	イ 一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満	任意の一MHz幅で(一)三〇デシベル以下の値	任意の一MHz幅で(一)三〇デシベル以下の値	任意の一〇MHz幅で(一)一五デシベル以下の値

注 基地局においては、三・四GHzを超え四・一GHz以下の周波数を使用する場合は周波数帯から三、二六〇MHz以上四、二四〇MHz以下を除き、四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数を使用する場合は周波数帯から四、三六〇MHz以上五、〇四〇MHz以下を除く。

十 二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の受信装置

無線局の種類別	周波数帯	副次的に発する電波の限度	
		副次的に発する電波の限度	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)三六デシベル以下の値	任意の一〇〇kHz幅で(一)三六デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満	任意の一MHz幅で(一)三〇デシベル以下の値	任意の一MHz幅で(一)三〇デシベル以下の値
	ウ 一八GHz以上二三・五GHz未満	任意の一〇MHz幅で(一)一五デシベル以下の値	任意の一〇MHz幅で(一)一五デシベル以下の値
	エ 二三・五GHz以上二五GHz未満	任意の一〇MHz幅で(一)一〇デシベル以下の値	任意の一〇MHz幅で(一)一〇デシベル以下の値
	オ 三二GHz以上三三・五GHz未満	任意の一〇MHz幅で(一)一〇デシベル以下の値	任意の一〇MHz幅で(一)一〇デシベル以下の値
	カ 三三・五GHz以上四一・五GHz未満	任意の一〇MHz幅で(一)一五デシベル以下の値	任意の一〇MHz幅で(一)一五デシベル以下の値

を行う無線局のうち、三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信装置

無線局の種類別	受信装置の区別	周波数帯		副次的に発する電波の限度
		周波数	副次的に発する電波の限度	
基地局	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
空中線端子のない受信装置	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)四五デシベル以下の値	任意の一〇〇kHz幅で(一)四五デシベル以下の値	任意の一〇MHz幅で(一)一五デシベル以下の値
イ 一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満	イ 一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満	任意の一MHz幅で(一)三三・八デシベル以下の値	任意の一MHz幅で(一)三三・八デシベル以下の値	任意の一〇MHz幅で(一)一五デシベル以下の値

注 基地局においては、三・六GHzを超え四・一GHz以下の周波数を使用する場合は周波数帯から三、五六〇MHz以上四、一四〇MHz以下を除き、四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数を使用する場合は周波数帯から四、四六〇MHz以上四、九四〇MHz以下を除く。

十 [同上]

無線局の種類別	周波数帯	副次的に発する電波の限度	
		副次的に発する電波の限度	副次的に発する電波の限度
基地局	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)五四デシベル以下の値	任意の一〇〇kHz幅で(一)五四デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満	任意の一MHz幅で(一)四四・三デシベル以下の値	任意の一MHz幅で(一)四四・三デシベル以下の値
	ウ 二・七五GHz以上であつて、使用する周波数帯の上端の周波数の二倍未満	任意の一〇MHz幅で(一)一五デシベル以下の値	任意の一〇MHz幅で(一)一五デシベル以下の値

陸上移動局	キ 四一・五GHz以上であつて、使用する周波数帯の上端の周波数の二倍未満	任意の一〇MHz幅で（一）二〇デシベル以下の値
	ア 六GHz以上二〇GHz未満	[略]
	イ 二〇GHz以上四〇GHz未満	[略]
	ウ 四〇GHz以上であつて、使用する周波数帯の上端の周波数の二倍未満	[略]

〔9〕20 略

21 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHz幅で（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHz幅で（一）五四デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五四デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の受信装置

無線局の種類別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この号に	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五四デシベル以下の値
	おいて同じ。）があり、アクティブフェーズドアンテナを使用しない受信装置	イ 一、〇〇〇MHz以上であつて、使用する周波数帯の上端の周波数の五倍未満	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
	空中線端子があり、ア	ア 三〇MHz以上一	任意の一〇〇kHz幅で次に掲げ

陸上移動局	ア 六GHz以上二〇GHz以下	[同上]
	イ 二〇GHzを超え四〇GHz以下	[同上]
	ウ 四〇GHzを超え使用する周波数帯の上端の周波数の二倍未満	[同上]

〔9〕20 同上

21 注 基地局においては、周波数帯から二五・五GHz以上三二GHz以下を除く。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHz幅の帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHz幅の帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅の帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上	任意の一MHz幅の帯域幅における平均電力が（一）四七デシベル以下の値

陸上移動局		空中線端子のない受信装置	クティブフェーズドア レイアンテナを使用する受信装置
		、 〇〇〇MHz未満	る式による値以下の値 $-57 + 10 \log_{10} N$ デシベル (N は一つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。以下この表において同じ。)
イ  一、〇〇〇MHz 以上であつて、 使用する周波数 帯の上端の周波 数の五倍未満	ア  三〇MHz以上一 、〇〇〇MHz未満	イ  一、〇〇〇MHz 以上であつて、 使用する周波数 帯の上端の周波 数の五倍未満	任意の一MHz幅で次に掲げる式 による値以下の値 $-47 + 10 \log_{10} N$ デシベル
イ  一、〇〇〇MHz 以上であつて、 使用する周波数 帯の上端の周波 数の五倍未満	ア  三〇MHz以上一 、〇〇〇MHz未満	イ  一、〇〇〇MHz 以上であつて、 使用する周波数 帯の上端の周波 数の五倍未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)三 六デシベル以下の値 任意の一MHz幅で(一)三〇デ シベル以下の値

〔22〕32 略

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)  
第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式(半複信方式のものを含む。)を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔表略〕

一 一般的条件

〔イ〕ホ 略

へ キャリアアグリゲーション技術(二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。)を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局へ送

〔22〕32 同上

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)  
第四十九条の六の九 〔同上〕

〔表同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上

へ 〔同上〕

信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。)との間の通信に限ること。

(1) 基地局

〔イ〕 略

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの基地局

〔ハ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔二〕 略

(ホ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2) 陸上移動局

〔イ〕 略

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの陸上移動局

〔ハ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔二〕 略

(ホ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

〔下〕 同上

〔二〕 略

2 前項の陸上移動局の無線設備(第一項及び第五項並びに第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。)は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものではない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含む。)の電波を受信することによって自動的に選択されること。

(1) 〔同上〕

〔イ〕 同上

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及びローカル5Gの基地局

〔新設〕

〔ハ〕 〔同上〕

〔新設〕

(2) 〔同上〕

〔イ〕 同上

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局及びローカル5Gの陸上移動局

〔新設〕

〔ハ〕 〔同上〕

〔新設〕

〔下〕 同上

〔二〕 同上

2 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及びローカル5Gの基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬



〔一略〕

三 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四略〕

五 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波）を使用する場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔六略〕

第四十九条の六の十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二・一〇MHzを超え二・〇二五MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号ロの条件）に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

〔イホ 略〕

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔二同上〕

三 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及びローカル5Gの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四同上〕

五 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものであつて三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔六 同上〕

〔3〜6 同上〕

第四十九条の六の十 [同上]

一 [同上]

〔イホ 同上〕

へ [同上]

(1) 基地局

〔イ〕略

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの基地局

〔ハ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔二〕略

〔ホ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2) 陸上移動局

〔イ〕略

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの陸上移動局

〔ハ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔二〕略

〔ホ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

〔2〕略

3 第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一項第一号へ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

(1) 〔同上〕

〔イ〕 同上

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及びローカル5Gの基地局

〔新設〕

〔ハ〕 〔同上〕

〔新設〕

(2) 〔同上〕

〔イ〕 同上

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局及びローカル5Gの陸上移動局

〔新設〕

〔ハ〕 〔同上〕

〔新設〕

〔2〕 同上

〔同上〕

〔ト〕 同上

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及びローカル5Gの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔二略〕

三 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一項第一号へ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

四 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波）は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔五・六略〕

〔4〜6略〕

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

〔ロ〜ホ略〕

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ

〔二同上〕

三 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及びローカル5Gの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

四 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものであつて三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波）を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

〔五・六 同上〕

〔4〜6 同上〕

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 〔同上〕

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

〔ロ〜ホ 同上〕

へ 〔同上〕

送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。)との間の通信に限ること。

(1) 基地局

〔イ・ロ 略〕

〔ハ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔二〕 〔略〕

〔ホ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2) 陸上移動局

〔イ・ロ 略〕

〔ハ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔二〕 〔略〕

〔ホ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

〔下 略〕

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

〔1〕 〔略〕

(2) 陸上移動局の無線設備 二相位相変調、二分の $\pi$ シフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

〔ロ 略〕

三 陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

(1) 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

〔ハ〕 〔同上〕

〔新設〕

(2) 陸上移動局

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

〔ハ〕 〔同上〕

〔新設〕

〔下 同上〕

二 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔1〕 〔同上〕

(2) 陸上移動局の無線設備 二分の $\pi$ シフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

〔ロ 同上〕

三 〔同上〕

イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

ハ 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波）を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、二〇〇ミリワット以下であること。

【二・ホ 略】

2 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル5Gの基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

【ロ〜ホ 略】

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

によつて自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む）、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

ハ 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものであつて三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波）を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和は、二〇〇ミリワット以下であること。

【二・ホ 同上】

2 二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備及びローカル5Gの基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 〔同上〕

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

【ロ〜ホ 同上】

へ 〔同上〕

と。

(1) 基地局

〔イ・ロ 略〕

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔略〕

(ホ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2) 陸上移動局

〔イ・ロ 略〕

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔略〕

(ホ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

〔ト 略〕

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

(1) 略

(2) 陸上移動局の無線設備 二 相位相変調、二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

〔ロ 略〕

三 陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げ

(1) 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

(ハ) 〔同上〕

〔新設〕

(2) 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

(ハ) 〔同上〕

〔新設〕

〔ト 同上〕

二 〔同上〕

イ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 陸上移動局の無線設備 二 分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

〔ロ 同上〕

三 〔同上〕

イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア

る基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む。  
 ( ) からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔ハ〕ホ 略〕

第四十九条の六の十三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続

方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであって、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区分	周波数
基地局の無線設備	七三七MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあっては直交周波数分割多元接続方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあってはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われなければならない。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあっては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地

周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔ハ〕ホ 同上〕

〔新設〕

局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。)との間の通信に限ること。

(1) 基地局

(イ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの基地局

(ニ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(ホ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2) 陸上移動局

(イ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの陸上移動局

(ニ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

(ホ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

ト 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線局の無線設備の空中線電力は、各空中線端子における値の総和であること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

(1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

(2) 陸上移動局の無線設備 二相位相変調、二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三 陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。



イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能をもつこと。

ハ 空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

ニ 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

ホ 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の下欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

チャンネル間隔 (MHz)	周波数幅 (MHz)	漏えい電力 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。))
五	四・五一五	(一) 四八・五
一〇	九・三七五	(一) 四八・五
一五	一四・一三五	(一) 四八・五
二〇	一九・〇九五	(一) 四八・五

第四節の二十七 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備)

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線

第四節の二十七 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備)

第四十九条の二十九 〔同上〕

線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

〔イ〕二 略

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1) 基地局

〔イ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔ロ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの

〔ハ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの基地局

〔ニ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔ホ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2) 陸上移動局

〔イ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔ロ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの

〔ハ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの陸上移動局

〔ニ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔ホ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

一 「同上」

〔イ〕二 同上

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ることとする。

(1) 「同上」

〔イ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

〔新設〕

〔ロ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及びローカル5Gの基地局

〔新設〕

〔新設〕

(2) 陸上移動局

〔イ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

〔新設〕

〔ロ〕 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局及びローカル5Gの陸上移動局

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔八〕略

〔二〕略

〔2〕略

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第一項、第七項及び第八項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、第一項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一項第一号ホ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔二〕略

三 送信装置の空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。ただし、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和が、二〇〇ミリワット以下であること。

〔四・五〕略

〔4〕8 略

第四節の二十七の二

シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備等）

第四十九条の二十九の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は陸上移動局の無線設備であつて、二、四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 一般的条件

〔八〕同上

〔二〕同上

〔2〕同上

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備（第一項、第七項及び第八項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、第一項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及びローカル5Gの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔二〕同上

三 送信装置の空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。ただし、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものであつて三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和が、二〇〇ミリワット以下であること。

〔四・五〕同上

〔4〕8 同上

〔新設〕

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1) 基地局

イ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

ロ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの

ハ シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの基地局

ニ シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(2) 基地局

イ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

ロ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの

ハ シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの及びローカル5Gの陸上移動局

ニ シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

ホ 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元

- 元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局
- 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線設備の無線設備の空中線電力は、各空中線端子における値の総和であること。
- 二 送信装置の条件
- イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。
- (1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調
- (2) 陸上移動局の無線設備 二相位相変調、二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調
- ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びブレード長は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。
- 基地局の無線設備は、前項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。
- 2 |
- 一 送信装置の空中線電力は、一〇MHz幅あたり二〇ワット以下であること。
- 二 送信空中線の絶対利得は、一七デシベル以下であること。
- 陸上移動局の無線設備は、第一項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。
- 3 |
- 一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一項第一号ホ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。
- 二 空中線電力は、四〇〇ミリワット以下であること。ただし、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあっては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和が、二〇〇ミリワット以下であること。
- 三 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下（空中線電力が〇・二ワットを超える場合は一デシベル以下。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得一デシベルの空中線に〇・四ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができる。）であること。
- 四 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三〇デシベル（一）ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。



周波数の許容偏差の表

[表略]

[注 1～30 略]

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず<sup>ア</sup>、次のとおりとする。

- (1) 携帯無線通信を行う無線局及びブローカール5Gの無線局の送信設備に使用するもの  
[ア～コ 略]

※ 第49条の6の13に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(ア) 基地局

A 各空中線端子における電力が38デシベル（1mWを0デシベルとする。）を超えもの  $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz

B 各空中線端子における電力が38デシベル（1mWを0デシベルとする。）以下のも  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz

(イ) 陸上移動局  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$  Hz  
[(2)～(20) 略]

(21) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

エ 基地局  $3 (10^{-6})$

イ 陸上移動局  $3 (10^{-6})$

(22) [略]

(23) [略]

[32～57 略]

別表第二号（第6条関係）

[第 1～第11 略]

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングル周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングル

周波数の許容偏差の表

[表同左]

[注 1～30 同左]

31 [同左]

- (1) [同左]  
[ア～コ 同左]  
[新設]

[(2)～(20) 同左]

[新設]

(21) [同左]

(22) [同左]

[32～57 同左]

別表第二号（第6条関係）

[第 1～第11 同左]

第12 [同左]

ルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル 5 G の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

- 1 第 49 条の 6 に定める携帯無線通信の中継を行う無線局  
【(1) 略】
- (2) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信若しくはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を中継するもの  
【ア～エ 略】

【2～5 略】

- 6 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備及びローカル 5 G の無線局  
【(1)～(3) 略】

【(4) 第 49 条の 6 の 13 に規定する基地局及び陸上移動局の無線設備

- ア チャネル間隔が 5 MHz のもの 5 MHz
  - イ チャネル間隔が 10 MHz のもの 10 MHz
  - ウ チャネル間隔が 15 MHz のもの 15 MHz
  - エ チャネル間隔が 20 MHz のもの 20 MHz
- オ 陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じてアからエまでに定める値

【第 13～第 51 略】

第 52 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、電波の型式に冠して表示する。

- 1 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備

- (1) チャネル間隔が 2.5 MHz のもの 2.5 MHz
- (2) チャネル間隔が 5 MHz のもの 5 MHz
- (3) チャネル間隔が 10 MHz のもの 10 MHz
- (4) チャネル間隔が 20 MHz のもの 20 MHz

- 1 第 49 条の 6 に定める携帯無線通信の中継を行う無線局  
【(1) 同左】

(2) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を中継するもの

【ア～エ 同左】

【2～5 同左】

6 【同左】

【(1)～(3) 同左】

【新設】

【第 13～第 51 同左】

第 52 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、電波の型式に冠して表示する。

- 1 チャネル間隔が 2.5 MHz の無線設備 2.5 MHz
  - 2 チャネル間隔が 5 MHz の無線設備 5 MHz
  - 3 チャネル間隔が 10 MHz の無線設備 10 MHz
  - 4 チャネル間隔が 20 MHz の無線設備 20 MHz
- 5 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値
- 6 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じて 1 から 4 までに定める値



- (5) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値
- (6) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔に於て(1)から(4)までに定める値

(7) 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、チャンネル間隔が1.08MHzのもの 1.4MHz

2. シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備

- (1) チャンネル間隔が10MHzのもの 10MHz
- (2) チャンネル間隔が20MHzのもの 20MHz
- (3) チャンネル間隔が30MHzのもの 30MHz
- (4) チャンネル間隔が40MHzのもの 40MHz
- (5) チャンネル間隔が50MHzのもの 50MHz
- (6) 陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔の総和に於て(2)から(5)までに定める値

(7) 陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャンネル間隔に於て(1)から(5)までに定める値

[第53～第76 略]

別表第三号（第7条関係）

[1～44 略]

45 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

46 削除

[47～64 略]

7 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、チャンネル間隔が1.08MHzのもの 1.4MHz

[第53～第76 同左]

別表第三号（第7条関係）

[1～44 同左]

45 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

46 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

[47～64 同左]

65 携帯無線通信等を抑止する無線局の送信設備のスプリアス発射及び不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、17、21及〇45に規定する値を準用する。  
[66・67 略]

65 携帯無線通信等を抑止する無線局の送信設備のスプリアス発射及び不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、17、21、45及〇46に規定する値を準用する。  
[66・67 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(特定無線設備等)  
第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕三十一の三十二 略

十一の三十三 設備規則第四十九条の六の十三においてその無線設備の条件が定められている  
基地局に使用するための無線設備

十一の三十四 設備規則第四十九条の六の十三においてその無線設備の条件が定められている  
陸上移動局に使用するための無線設備

〔十二〕五十四の四 略

五十四の五 設備規則第四十九条の二十九の二においてその無線設備の条件が定められている  
基地局に使用するための無線設備

五十四の六 設備規則第四十九条の二十九の二においてその無線設備の条件が定められている  
陸上移動局に使用するための無線設備

〔五十五〕七十七 略

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

一 前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十一、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第十一号の三十、第十一号の三十二、第十一号の三十四、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号、第五十四号、第五十四号の四及び第五十四号の六に掲げる特定無線設備

〔二〕略

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

〔1〕(2) 略

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

装	一	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別			
				略	略	略	略
				第一	第二	第二	第二
				第十	第十	第十	第十
				の五	の五	の五	の五
				の五	の五	の五	の五
				略	略	略	略

(特定無線設備等)

第二条 〔同上〕

〔一〕三十一の三十二 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔十二〕五十四の四 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔五十五〕七十七 同上

2 〔同上〕

一 前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十一、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第十一号の三十、第十一号の三十二、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号、第五十四号及び第五十四号の四に掲げる特定無線設備

〔二〕同上

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 〔同上〕

〔1〕(2) 同上

(3) 〔同上〕

ア 〔同上〕

装	一	二 試験項目	三 測定器等	四 特定無線設備の種別			
				同上	同上	同上	同上
				第二	第一	第十	第十
				一の	の無	第二	第一
				線	の無	十四	四の
				設	の無	の無	線
				備	の五	の五	の五
				同	同	同	同





局部発振器の周波数変動	周波数計								
ダイエンフアン	低周波発振器								
特性	直線検波器								
線合音及び雑音	標準信号発生器								
	密度雑音計								

【注1～3】 略】

【γ・α 略】

【1・3 略】

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の

工事設計書

【様式略】

【注1・2 略】

3 2の(2)の欄は、「F 3 E 142MHzから162MHzまで」又は「F 3 E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

【(1) 略】

(2) 第2条第1項第11号の19、第11号の19の2、第11号の19の3、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第54号、第54号の4又は第54号の6に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz (同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を放射可能な周波数に付記すること。

【(3) 略】

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29、第11号の31、第11号の33若しくは第54号の5に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯 (次のアからサまでに掲げる周波数帯をいう。) 及び当該搬送波の数を記載すること。

【ア～サ 略】

【(5)・(6) 略】

【4～12 略】

【第二～第六 略】

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号☐及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと

局部発振器の周波数変動	周波数計								
ダイエンフアン	低周波発振器								
特性	直線検波器								
線合音及び雑音	標準信号発生器								
	密度雑音計								

【注1～3】 略】

【γ・α 同左】

【1・3 同左】

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 [同左]

【様式同左】

【注1・2 同左】

3 [同左]

【(1) 同左】

(2) 第2条第1項第11号の19、第11号の19の2、第11号の19の3、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第54号又は第54号の4に掲げる無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内で同時に送信できる電波の周波数の範囲が限定されるものにあつては、「1930.0MHz (同時送信可能な周波数は1925.32MHzから1934.68MHzまでのうち連続した最大4.32MHz幅)」のように限定された周波数の範囲を放射可能な周波数に付記すること。

【(3) 同左】

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32若しくは第54号に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の30若しくは第11号の32に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯 (次のアからサまでに掲げる周波数帯をいう。) 及び当該搬送波の数を記載すること。

【ア～サ 同左】

【(5)・(6) 同左】

【4～12 同左】

【第二～第六 同左】

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号☐及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと

する。

【様式略】

【注 1～3 略】

4 技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとする。

特定無線設備の種別	記号
【略】	【略】
第 2 条第 1 項第 11 号の 32 に掲げる無線設備	G R
第 2 条第 1 項第 11 号の 33 に掲げる無線設備	J R
第 2 条第 1 項第 11 号の 34 に掲げる無線設備	K R
【略】	【略】
第 2 条第 1 項第 54 号の 4 に掲げる無線設備	U S
第 2 条第 1 項第 54 号の 5 に掲げる無線設備	L R
第 2 条第 1 項第 54 号の 6 に掲げる無線設備	M R
【略】	【略】

【 5 略】

する。

【様式同左】

【注 1～3 同左】

4 【同左】

特定無線設備の種別	記号
【同左】	【同左】
第 2 条第 1 項第 11 号の 32 に掲げる無線設備	G R
【同左】	【同左】
第 2 条第 1 項第 54 号の 4 に掲げる無線設備	U S
【同左】	【同左】

【 5 同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。



## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している第三条の規定による改正前の無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の十二、第四十九条の二十九又は第五十七条の三に規定する無線局の無線設備の条件については、第三条の規定による改正後の無線設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に受けている第三条の規定による改正前の無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の二十九又は第五十七条の三に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

4 この省令の施行の際現にされている第三条の規定による改正前の無線設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の二十九又は第五十七条の三に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。